

## 平成11年度大気汚染及び水質汚濁の状況について

神奈川県では、関係機関と協力し大気環境や水域環境の常時監視及び有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しております。このたび、平成11年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

### 1. 大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、常時監視測定局において二酸化窒素等の大気汚染物質について測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

#### (1) 測定結果の概要

##### ア 常時監視測定結果

県内87の常時監視測定局（一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局30局）で大気汚染物質濃度の測定を行った結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素は全ての局で環境基準に適合している。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、10年度に比べて適合率が向上した。光化学オキシダントについては未だ厳しい状況が続いている。

- ・ 二酸化窒素については、測定を行った87局のうち66局で環境基準に適合（適合率75.9%、平成10年度の適合率は49.4%）している。（[資料1-P3参照](#)）
- ・ 浮遊粒子状物質については、測定を行った85局のうち71局で環境基準に適合（適合率83.5%、平成10年度の適合率は26.8%）している。（[資料1-P5参照](#)）
- ・ 光化学オキシダントについては、測定を行った56局全局で環境基準に不適合となっている。なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は4日で、被害の届出はなかった。（[資料1-P7参照](#)）

##### イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

ベンゼン等の揮発性有機化合物、アルデヒド類、重金属類及びベンゾ[a]ピレンの計18物質について、県内21地点で測定を行った。（[資料1-P8.9参照](#)）

- ・ ベンゼンについては、測定を行った20地点のうち16地点で環境基準に適合（適合率80.0%）している。（[資料1-P11参照](#)）
- ・ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、測定を行った19地点すべてで環境基準に適合している。（[資料1-P11参照](#)）
- ・ 上記3物質以外の物質については、平成10年度に環境庁及び各自治体を実施した全国調査結果と比較してほぼ同じ濃度レベルとなっている。（[資料1-P11参照](#)）

#### (2) 今後の取組

##### ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- ・ 工場等の固定発生源対策としては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき規制基準の遵守等について一層の徹底を図る。
- ・ 自動車等の移動発生源対策としては、自動車排出窒素酸化物総量削減計画に盛り込まれた各種施策や条例に基づく自動車管理計画の届出等の施策を着実に推進する。

## イ 有害大気汚染物質対策

- ・ 今後も有害大気汚染物質のモニタリング調査を継続して実施するとともに、法・条例に基づく化学物質の適正管理や大気中への排出量削減についての指導を徹底する。

## 2. 水質汚濁の状況

県では、建設省、水質汚濁防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市と協力して、公共用水域144地点、地下水401地点で水質汚濁状況を監視するための調査を行いました。

### (1) 測定結果の概要

#### ア 公共用水域測定結果

- ・ 健康項目のうち砒素が、火山地帯の自然的要因に由来して1河川2地点で、またほう素は8河川8地点で環境基準を超過している。ほう素は自然状態において海域に相当程度含まれており、この8地点は河口域にあることから、海水の影響を受けたものと考えている。(資料-P3-表1)
- ・ 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODの環境基準達成水域は、49水域(河川32水域、湖沼4水域、海域13水域)中39水域(80%)であり、前年度に比べ3水域増加している。河川、湖沼、海域別の達成状況は、前年度に比べて、河川で2水域、海域で1水域増加、湖沼は同様であった。(資料2-P4-図1)  
これを長期的にみると、河川については、下水道の整備や法・条例による工場・事業場の規制、指導によって、改善傾向にある。  
また、湖沼及び海域については、昭和60年代からほぼ横ばいの傾向にある。(資料2-P4-図1)
- ・ 東京湾の全窒素、全燐の環境基準等の達成状況は、東京湾(ハ)で全窒素、全燐が環境基準を達成しているほか、平成11年度は東京湾(ロ)の全燐が環境基準を達成しております。また東京湾(ロ)の全窒素、東京湾(ニ)及び東京湾(ホ)の全窒素、全燐は暫定目標を達成している。(資料2-P4-表2)

#### イ 地下水測定結果

##### ・ メッシュ調査

県内を1kmメッシュに分割し、平成11年度はメッシュ内に存在する井戸から281カ所の井戸の水質について26の環境基準項目などを調査した。(資料2-P10.表14-1)

環境基準項目については、281地点のうち247地点で環境基準を達成(達成率87.9%)している。その他の34地点については、砒素、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目のいずれかが環境基準を達成していない。環境基準を達成していない項目のうち、砒素は自然的要因に由来するものと考えられる。

##### ・ 定点調査

長期的な汚染状況を確認するため76カ所の井戸について、26の環境基準項目などの経年的変化を調査した。(資料2-P10.表14-2)

環境基準項目については、76地点のうち6地点で26項目中シスー1、2ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目のいずれかが環境基準を超えていたが、その他の70地点では環境基準を達成(達成率92.1%)している。

##### ・ 定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視を行うため、環境基準項目の中から7項目と一般項目の3項目を43カ所の井戸で調査を実施した。(資料2-P10.表14-3)

調査対象とした7項目について、10地点で環境基準を達成している。なお、その他の33地点では、シスー1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ

レンの3項目のいずれかが環境基準を達成していない。

## (2) 今後の取組

- 。 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進等を図る。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ富栄養化対策に努める。  
東京湾については、CODの総量規制のほか、窒素、磷の規制により水質保全に努めていく。
- 。 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地下水汚染の改善を図るため、県民、事業者に普及啓発を図っている。

## 3. 水質環境基準の類型指定の見直しについて

- 。 水域類型の指定は、環境基本法第16条の環境基準のうち「水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示)」に基づき、各公共用水域の利用目的に応じ類型が定められており、環境庁長官又は都道府県知事が水域類型指定を行うこととされている。  
神奈川県では昭和47年から順次水域の類型指定を行ってきたが、県内の公共用水域においては、類型指定当時と比べて水質改善が著しいことから、県は平成11年度から水域類型指定の見直し等に着手した。
- 。 平成11年度は、水質改善が著しい入江川、帷子川、大岡川、宮川及び侍従川の横浜市内5河川について見直しを行った。
- 。 5河川とも現行類型はE類型で、全ての河川の達成機関は5年を超える期間で可及的速やかに達成するとしている。今回の見直しにより全ての河川をB類型とし、このうち入江川を除いた4河川の達成期間を直ちに達成とし、入江川は5年以内で可及的速やかに達成とした。  
なお、大腸菌群数については、5河川とも利水状況等を勘案して当分の間適用しないこととした。

資料1 [平成11年度大気汚染の状況について](#)  
資料2 [平成11年度水質汚濁の状況について](#)  
資料3 [水質環境基準の類型指定の見直しについて](#)

(問い合わせ先)  
環境農政部環境農政部大気水質課  
大気指導班 内線4111  
水質指導班 内線4123  
電話 (045)210-1111  
メールアドレス [taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp](mailto:taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp)